

ApplePay モバイルペイメント規定 新旧対応表

	改定前	改定後
第2条(3) (修正)	「Apple Pay」とは、Apple 社と利用者との間の契約に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。	「Apple Pay」とは、Apple 社と利用者との間の契約に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用いること、および Apple ID 紐付け（第10条の2で定義するものをいう。以下同じ）ができるサービスをいいます。
第2条(4) (追加)	－	「Apple ID」とは、利用者が Apple 社の提供するサービスを利用する際に使用するアカウントをいいます。
第2条(13) (追加)	－	「エクスプレスモード機能」とは、指定カードを Apple 社所定の手続きにより、「エクスプレスカード」として登録することにより、エクスプレスモード対応加盟店において、第10条第6項に定める方法で本サービスを利用することができる機能をいいます。
第2条(14) (追加)	－	「エクスプレスモード対応加盟店」とは、JCB Contactless 加盟店のうち、エクスプレスモード機能に対応した交通機関をいいます。
第6条3項 (修正)	Apple Pay は、本件モバイル端末の占有者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード（以下「本パスコード」という。）を入力する方法による本人認証（以下「モバイル端末認証」という。）を当該占有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスであり、両社はモバイル端末認証がなされたことにより、本件モバイル端末の占有者が利用者本人であると推定します。利用者は、本パスコードを他人に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、	Apple Pay は、本件モバイル端末の占有者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード（以下「本パスコード」という。）を入力する方法による本人認証（以下「モバイル端末認証」という。）を当該占有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスであり、両社はモバイル端末認証がなされたことにより、本件モバイル端末の占有者が利用者本人であると推定します。利用者は、本パスコードを第三者に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。ま

	利用者は、本サービスの利用を申し込む際は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を本パスコードとして登録しないよう、既に登録された本パスコードの変更を含めた必要な措置をとるものとします。	た、利用者は、本サービスの利用を申し込む際は、氏名、生年月日、電話番号等の第三者に推測されやすい記号・番号等を本パスコードとして登録しないよう、既に登録された本パスコードの変更を含めた必要な措置をとるものとします。
第 6 条 5 項 (追加・修正)	利用者が本サービスを利用する場合、会員規約に基づく、暗証番号・パスワードによる本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。	第 3 項および前項にかかわらず、利用者がエクスプレスモード機能を用いること（Apple 社所定の手続きによりエクスプレスカードの登録を行うことをいう。以下同じ。）を選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、第 10 条第 6 項に定める方法で本サービスの利用が可能となるため、利用者がエクスプレスモード機能を用いることを選択していない場合と比較して、利用者が本件モバイル端末の占有を失った場合の、第三者によって悪用されるおそれが相対的に高まります。利用者はこの点を考慮の上、利用者の責任と判断の下、エクスプレスモード機能を用いるか否かを選択するものとします。利用者がエクスプレスモード機能を用いることを選択した場合、エクスプレスモード対応加盟店において本サービスが利用されたときは、利用者本人の利用とみなし、利用者本人が支払いの責任を負担するものとします。
第 6 条 6 項 (追加)	—	利用者はエクスプレスモード機能を用いることを選択した場合には、本件モバイル端末の占有を失わないよう、善良な管理者の注意をもって本件モバイル端末を管理するものとします。

第 6 条 7 項 (追加)	－	利用者が本サービスを利用する場合、会員規約に基づく、暗証番号・パスワードによる本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。
第 10 条 4 項 (修正)	4.前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。	4.前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、Apple 社所定の手続きにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができるものとします。
第 10 条 5 項 (追加)	-	利用者は、前項に定める当該加盟店との継続的取引の決済手段としての本サービスの利用を終了する場合、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出るものとし、当該加盟店所定の手続きまたは Apple 社所定の手続きを行うものとします。
第 10 条 6 項 (修正)	利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCB または当行に対して支払いを行うものとします。	第 3 項にかかわらず、利用者は、Apple 社所定の手続きを行うことにより、エキスプレスモード機能を用いることを選択した場合には、エキスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエキスプレスモード対応加盟店に設置された非接触式 IC 読取機器にかざすことにより、本サービスを利用することができます。
第 10 条 7 項 (修正)	利用者は、会員規約の定めに基づき、デビットショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。	利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのそ

		その他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCB または当行に対して支払いを行うものとします。
第 10 条 8 項 (追加)	—	利用者は、会員規約の定めに基づき、デビットショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。
第 10 条の 2 (追加)	-	1.利用者は、第 1 条第 1 項および前条等にかかわらず、Apple 社所定の方法により、Apple ID を利用した場合の支払方法として、Apple Pay を指定すること（以下「Apple ID 紐付け」という。）ができます。利用者が Apple ID を利用して決済を行い、Apple ID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否にかかわらず、利用者は本契約に基づき本サービスを利用して決済をおこなったこととなります。この場合、前条第 6 項および第 7 項が準用されます。 2,Apple ID 紐付けを行った利用者が Apple ID を利用して決済を行う場合の認証方法は、前条にかかわらず、モバイル端末認証ではなく、Apple ID を利用する場合の認証方法となります。Apple ID 紐付けを行った利用者は、Apple ID のパスワード等を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって設定および管理するものとします。本条に基づき本サービスが利用された場合、その利用は利用者本人によるものと推定します。

第 11 条 1 項 (修正)	本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。この場合、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）第 2 項の適用はありません。	利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難等の事実またはそのおそれがあることを知った場合には、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、次の①および②の双方の措置をとるものとします。 ①両社に対する届出 ②Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施
第 11 条 2 項 (修正)	利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、次の①および②の措置をとるものとします。 ①両社に対する届出 ②Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施	本件モバイル端末を紛失し、または盗難もしくは詐欺等されたことにより、第三者に本サービスを利用された場合、その利用代金は本会員の負担とします。
第 11 条 3 項 (追加)	—	前項にかかわらず、利用者が利用者本人の意思によらずして本件モバイル端末の占有を喪失し、た場合（紛失または盗難による場合をいう。）、利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行または JCB に両社所定の方法により通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当行または JCB の請求により所定の紛失・盗難届を当行または JCB に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けた本件モバイル端末について、当行または JCB が通知を受けた日の 60 日前以降に第三者によって本件モバイル端末が使用されたものにかかる本サービスの利用代金について免除します。
第 11 条 4 項 (追加)	—	利用者は、本件モバイル端末を盗取した第三者、または本件モバイル端末を使用した第三者が利用者と面識のあるものである場

		合（ただし、本状に基づき利用者が利用代金を負担する場合を除く。）には、当該第三者が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
第 11 条 5 項 （追加）	－	第 3 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用代金は免除されず、利用者は第 2 項に基づいて、本サービスの利用代金を当行に支払うものとします。 (1)利用者が第 6 条第 1 項から第 4 項、または同条第 6 項のいずれかに違反したとき (2)利用者が本条第 1 項または第 4 項に違反したとき (3)利用者の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる利用者の関係者（以下「利用者関係者」という。）が本サービスを利用したとき（なおこの場合、利用者の本件モバイル端末や本パスコード等の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わないものとします。） (4)利用者が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、第三者が立ち入ることのできる場所である等第三者が本件モバイル端末を盗取することが困難でない状況下において本件モバイル端末を自己の身の回りから話した場合やこれらに準じる場合等、利用者または利用者関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき (5)利用者が当行もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細

		な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限られない。)に協力しなかったとき (6)本条第3項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項第5号に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき (7)本サービスの利用の際、本パスコードまたは第6条第4項に定める生体認証機能が使用されたとき(ただし、本パスコード管理について利用者に故意または過失がない場合を除く。) (8)エクスプレスモード対応加盟店においてエクスプレスモードを用いて本サービスが利用されたとき(なおこの場合、利用者の本件モバイル端末の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わないものとします。) (9)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき (10)その他本規定または会員規約等に違反している状況において、紛失、盗難が生じたとき
第11条6項 (追加)	—	両社は、社会の状況、モバイル端末、IT技術、ITサービス等の環境の変化、両社の営業上の理由その他の事情により、前項に定める紛失、盗難時における利用者の債務の免除に関する制度を改定する場合があります。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、第18条に定める方法で改定につき周知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみ

		とする場合があります。当該改定の効力が生じる日以降に本件モバイル端末の紛失、盗難があった場合には、改定後の制度が利用者に適用されるものとします。
--	--	--